

2017年5月24日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正案)に対する
コメント**

1. 当委員会は、2017年4月に公表された国際会計基準審議会 (IASB) の公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」(IFRS 第9号の修正案) (以下「本公開草案」という。) に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 我々は、IASB が IFRS 第9号「金融商品」を導入する過程にある関係者が示す懸念について対処しようとする取組みを理解している。そのため、本公開草案の主要な提案に反対はしない。
3. ただし、我々は、IFRS 第9号の強制適用時期を間近に控えたこのようなタイミングで IFRS 基準の修正を行う場合には、その範囲は極めて限定的なものとするのが、IFRS 基準が国際会計基準として各国から信頼性をもって適用されるために必要不可欠であると考え。この文脈において、我々は、今回の IASB の修正提案の結論の根拠に含まれている「契約の早期終了に対しての合理的な追加の補償」に関する言及については、IFRS 解釈指針委員会に寄せられた明確化の要望を超えるものであり、かつ、「正の補償」のみを生じさせる期限前償還要素を有する金融商品についても影響を与える可能性があるため、本公開草案とは切り離して、通常のデュー・プロセスに基づいて検討を行うべきであると考え。
4. なお、我々は本公開草案のコメント期間が30日に設定されたことについて極めて遺憾に思っている。このコメント期間がデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) の承認を得ていることは承知しているが、IASB 及び IFRS 解釈指針委員会の「デュー・プロセス・ハンドブック」において定められている標準のコメント期間である120日は、各国の関係者が十分に議論するために必要な期間として、極力確保されるべきである。また、提案を他の言語に翻訳するために時間が必要な国があることにも留意すべきである。我々は、本公開草案のコメント期間を30日とすることを正当化するだけの説得的な理由がIASBにはなかったと考えている。関係者

からコメントする機会を奪うことにならないよう、今後コメント期間を短縮する際の影響には、十分にご配慮いただきたい。

5. そのほか、個々の質問に係る我々のコメントについては別紙を参照されたい。
6. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

質問 1 — 示された懸念への対処

BC3 項から BC6 項は、特定の期限前償還要素を有する金融資産に IFRS 第 9 号を適用した場合の分類に関して示された懸念を記述している。本公開草案における提案は、これらの懸念に対処するように設計されている。

当審議会がこれらの懸念への対処を図るべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

1. 我々は、IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を導入する過程にある関係者が示す懸念について対処しようとする取組みを理解している。そのため、本公開草案の主要な提案には反対しない。
2. しかしながら、我々は、実務において多様な金融資産が存在することを考慮すれば、本公開草案における提案のように単一の契約上の要素ごとに例外を設けることは、IFRS 第 9 号を規則ベースの基準にすることにつながりかねないことから、本来は望ましくないと考えている。
3. また、IFRS 第 9 号の分類及び測定原則は長い時間をかけて広範に審議を経て開発されたものであることを考慮すれば、本公開草案が対処しようとする懸念についても、本来は、将来実施されるであろう IFRS 第 9 号の適用後レビューを含む諸プロセスの一環として、より包括的に対応されるべきであると考えている。

質問 2 — 提案された例外

本公開草案は、他の点では元本及び利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有することになるが、期限前償還要素のみによって当該条件を満たさない特定の金融資産について、IFRS 第 9 号の狭い範囲の例外を提案している。具体的には、そうした金融資産の一部は、下記の 2 つの条件を満たす場合、保有されている事業モデルの評価によっては、償却原価又はその他の包括利益を通じた公正価値での測定に適格となる。

(a) 期限前償還金額が IFRS 第 9 号の B4. 1. 11 項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を**受け取る**可能性があることのみである。

(b) 企業が当該金融資産を当初認識する時点で、期限前償還要素の公正価値が僅少である。

これらの条件に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、その代わりにどのような条件を提案するか、また、その理由は何か。

4. 我々は、IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を導入する過程で識別された論点に対応する必要があるとする IASB の考えには同意している。
5. したがって、我々は、本公開草案の B4. 1. 12A 項を追加する提案に反対はしないが、対象となる期限前償還要素の性質を明確にするために下線部を追加することを提案する。
 - (a) 期限前償還金額が IFRS 第 9 号の B4. 1. 11 項(b)に合致しない理由が、契約を早期に解約することを選択する（又は他の方法で早期の解約を生じさせる）当事者が、それに対して合理的な追加の補償を（支払う可能性があるのみではなく）受け取る可能性があることのみである。
6. また、我々は、IFRS 第 9 号の強制適用時期を直前に控えたこのようなタイミングにおける基準の修正は相当慎重に、かつ、極めて限定的な範囲で行うことが必要であると考えている。
7. したがって、我々は、特に本公開草案の BC18 項の「例えば、」で始まる第 2 文以降及び本公開草案の BC23 項に記載された「契約の早期解約に対しての合理的な追加の補償」の内容に関する記載については、既存の IFRS 第 9 号には明記されておらず、かつ、提案されている改訂を反映した後の IFRS 第 9 号にも明示されていない IASB の解釈を新たに追記するものであり、かつ、デュー・プロセス監督委員会が、範囲が狭くかつ緊急性があるため、コメント期間を最短とすることを認めた「負の補償を伴う期限前償還要素」の論点への対応を超えるものであることから、削除

されるべきであると考えている。すなわち、この新しい解釈は、「正の補償」のみを生じさせる可能性のある期限前償還要素を有する金融商品についても、SPPI 要件の適用のあり方（及びこれによる分類結果）を変更する可能性があると考えている。

8. 仮に、IASB が「契約の早期解約に対しての合理的な追加の補償」の内容について明確化する必要があると考えるならば、本公開草案とは別に、通常のデュー・プロセスに則って対応すべきであると考えている。また、我々はそのような機会が提供されれば「合理的な追加の補償」という用語の見直しを提案したいと考えている。
9. なお、我々の議論において、「第 2 の適格要件」の要否については、例外の範囲を限定するために必要であるとする意見もあれば、IFRS 第 9 号の B4.1.11 項(b)における「正の補償」と同様の取扱いとし、基準改訂を最小限のものとするためには不要であるとする意見があった。また、「第 2 の適格要件」の下で、期限前償還要素の公正価値が僅少であるとする判断は難しいのではないかとする声もあった。

質問 3 — 発効日

BC25 項から BC26 項に示した理由で、本公開草案は、この例外の発効日を IFRS 第 9 号の発効日と同じ（すなわち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度で、早期適用を認める）とすることを提案している。

この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。提案した発効日に同意しない場合には、その代わりにどのような日付を提案するか、また、その理由は何か。特に、（早期適用は認めるとして）より遅い発効日の方が適切と考えるか、また、その場合の理由は何か。

10. 我々は、今回の修正提案は既存の IFRS 第 9 号の会計処理を変更するものであることから、最終基準の公表日から発効日までの間に少なくとも 1 年以上の準備期間を設けるべきであると考えている。したがって、最短でも 2019 年 1 月 1 日以後開始事業年度から適用することとし、早期適用を認めることが適切であると考えている。

質問 4 — 経過措置

BC27 項から BC28 項に示した理由で、本公開草案は、この例外を遡及適用することを提案し、それが実務上不可能である場合には具体的な経過措置を適用することを提案している。

(a) この提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、その代わりにどのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

BC30 項から BC31 項に記述しているとおおり、本公開草案は、この例外を適用する前に IFRS 第 9 号を適用する企業について、具体的な経過措置を提案していない。

(b) 本公開草案に示した修正を適用する前に IFRS 第 9 号を適用する企業について具体的に対処する必要のある追加的な移行上の考慮事項があると考えるか。その場合、その考慮事項はどのようなものか。

11. 我々は、実務上不可能である場合は具体的な経過措置を設けることを前提にこの例外の遡及適用を要求する提案に同意する。
12. また、我々は、本公開草案に示した修正を適用する前に IFRS 第 9 号を早期適用している企業については、追加の移行上の考慮事項を設けることが必要であると考えます。第 7 項における我々の主張（「合理的な追加の補償」の内容に関する結論の根拠の記載の削除）が受け入れられる場合には、本公開草案の提案内容は、これまで純損益を通じて公正価値で測定していた金融商品を償却原価で測定することになる。したがって、特にこれに対応する 7.2.8 項(a)及び 7.2.11 項と同様の経過措置を別途設けるべきであると考えます。
13. 仮に、第 7 項で削除を要請した「合理的な追加の補償」の内容に関する結論の根拠の記載が残される場合には、この新しい解釈は、「正の補償」のみを生じさせる可能性のある期限前償還要素を有する金融商品についても、SPPI 要件の適用のあり方（及びこれによる分類結果）を変更する可能性があるため、遡及適用はせず追加の移行上の考慮事項を設けた上で将来に向かって適用することとすべきであると考えます。

以 上